

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 8 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家 畜 防 疫 対 策 室 長

口蹄疫に関する情報の周知徹底について

平素より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

今月 6 日、韓国家畜衛生当局は、京畿道の養豚農家 2 戸の新たな発生とともに、同道の牛農家 1 戸で口蹄疫の発生が確認された旨を公表しました。本事案は、昨夏に 3 年 3 か月ぶりに同国で豚での本病の発生が確認されて以降、初めての牛での発生事例となります。また、同国においては、先月以降、本事案も含め、合計で 35 件の発生が確認されています。

このように、韓国における口蹄疫の発生が継続している状況に加え、他の東アジア諸国でも継続的に本病の発生が確認されている中、間もなくアジア地域における人・物の移動が一層盛んになる春節（2 月 19 日）を迎えることもあり、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが極めて高い状況にあります。

これまで、貴都道府県におかれましては、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成 26 年 12 月 8 日付け 26 消安第 4383 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき、研修会の開催、情報の周知等について御対応いただいていることと存じます。

このような状況の中、本病に対する関係者の危機意識を更に高めるため、これまで当方から発出している通知、事務連絡、電子メール、当省ホームページへの掲載等でお知らせしている海外における本病の発生情報や各種広報素材に加え、今般作成した別添の参考資料も活用し、牛豚飼養農家を中心とした関係者に情報が行き渡るよう、以下のような手段を活用いただき改めて周知徹底し、実効性のある防疫措置の強化につなげていただくよう関係者への指導をお願いいたします。各都道府県においては、特に牛豚飼養農家の目にとまる広報媒体等を通じた周知となるよう工夫いただきますようお願いいたします。

○周知手段

- ・ 各都道府県庁舎等にある記者クラブへのブリーフィングや情報提供等を通じた地元紙・各紙地方版への記事掲載依頼
- ・ 都道府県・市町村の広報誌、家保だより、リーフレットへの掲載
- ・ HP、電子メール、ツイッター・フェイスブック等のウェブツール、FAX、電話、郵送等を用いた情報発信
- ・ 牛豚飼養農家、関係団体等への講習会・研修会（他のテーマの講習会・研修会の機会を利用することも含む。）における周知

韓国及び日本における口蹄疫の発生状況

